

税

市・県民税の申告 が必要な人は？

申告の季節です

平成31年1月1日に三島市に住
があり、次の事項に該当する人

※確定申告をする人や給与所得だけ
で年末調整の済んだ人は不要

▼市・県民税の申告書が届いた人

▼平成30年中に収入のあった人

▼課税（所得）証明書などが必要な人

▼国民健康保険に加入している人

▼公的年金収入の金額が400万円

以下で、次に該当する人

…「公的年金等の源泉徴収票」に記

載のある控除以外の控除（医療

費、生命保険など）を追加する

…公的年金に係る雑所得以外に、

所得（事業所得、不動産所得、

一時所得など）がある

問 課税課 ☎983・2626

	確定申告 (所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税)	市・県民税の申告 (平成31年1月1日現在三島市に居住の人)
とき	2月18日(月)～3月15日(金)の平日 午前9時～午後5時(午後4時まで受付)	
ところ	三島商工会議所1階TMOホール ※駐車場は有料。なるべく公共交通機関をご利用ください。 (市営中央駐車場利用の場合も通常料金が必要です) ※三島税務署内には確定申告会場を設けていません。	三島市民文化会館(3階大会議室) ※三島市役所・商工会議所では受け付けません ※市から届いた申告書同封の返信用封筒で郵送提出も可
問合せ	三島税務署 ☎987・6711 国税庁ホームページもご覧ください。	課税課 ☎983・2626

※ふるさと納税ワンストップ特例を利用した人が申告をする場合、特例の適用が外れるため、申告に寄附金額をすべて含めてください。

申告に必要なもののリスト

<input type="checkbox"/> 申告書、確定申告のお知らせはがき 市役所や税務署から届いた人のみ	<input type="checkbox"/> 昨年の申告書の控え 確定申告書、収支内訳書、決算書の控えなど
<input type="checkbox"/> 認印、金融機関の預貯金口座がわかるもの 申告者本人名義のもの	<input type="checkbox"/> 収入や必要経費などを集計した書類 源泉徴収票、収支内訳書、青色申告決算書など
<input type="checkbox"/> 個人番号・マイナンバー確認可能書類 通知カード、マイナンバーの記載がある住 民票の写しなど	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 運転免許証、パスポート、在留カードなど ※マイナンバーカード持参の場合は不要
<input type="checkbox"/> 所得控除などの証明書類 社会保険料、生命保険料、地震保険料など の控除証明書、医療費控除の明細書	<input type="checkbox"/> このほか控除の適用に必要な書類 配偶者の所得を証明するもの、障害者手帳、 学生証など
※社会保険料控除の対象となる介護保険料・後期高 齢者医療保険料・国民健康保険税の支払額の証明 書は、1月17日(木)ごろに発送予定。	※年少扶養親族(平成15年1月2日以降生まれ) のいる人やふるさと納税をした人が確定申告する 場合、必ず申告書第二表「住民税に関する事項」 へ記載してください。記載のない場合は、市・県 民税の算出に含めることができません。
※医療費控除、セルフメディケーション税制による医 療費控除の特例を受ける人は明細書の作成が必要。	

そのほか税金関係 のお知らせ

納期をお忘れなく

●配偶者控除および

配偶者特別控除の見直し

平成30年分以後の所得税・住民税
に關し、以下の通り税制改正が行わ
れました。

①配偶者控除の控除額が改正

また、納税者本人のその年におけ
る合計所得金額が1000万円を
超える場合には、配偶者控除の適
用を受けることができない。

②配偶者特別控除の控除額が改正

対象となる配偶者の合計所得金額
は38万円超123万円以下。

☎国税庁ホームページまたは

三島税務署 ☎987・6711

●上場株式等に係る譲渡所得等・配 当所得等の住民税課税方式の選択

本所得に關して、住民税の申告不
要制度を選択する際には別途様式の
提出が必要になります。

詳細は、三島市ホームページをご
覧ください。

●納期限 1月31日(木)

▼後期高齢者医療保険料第6期

●納期限 2月5日(火)

▼市・県民税第4期

▼国民健康保険税第7期

▼介護保険料第7期

●市税などの納付には口座振替が便 利です

納期ごと金融機関へ納付に行くこ
とが困難な人などに口座振替をお勧
めします。振替依頼用紙は市内各金
融機関、郵便局、市役所にあります。

●問合せ

▼後期高齢者医療保険料全般

：保険年金課 ☎983・2710

▼市・県民税、国民健康保険税

：課税課 ☎983・2626

納付

：市税収納課 ☎983・2629

▼介護保険料全般

：介護保険課 ☎983・2607

税理士による無料税務相談

	平日のみ受付
①	2月4日(月)～15日(金) 三島税務署別館会議室
②	2月18日(月)～28日(休) 三島商工会議所TMOホール

時①②ともに、午前9時～正午
午後1時～3時30分



住宅借入金等特別控除説明会

時 2月14日(木)▶北上・錦田
地区の人
15日(金)▶それ以外の人

場 三島商工会議所 TMO ホール



三島税務署からのお知らせ

☎987・6711

復興特別所得税の記載

所得税及び復興特別所得税の確
定申告書作成の際は「復興特別所
得税額」欄を必ず記載ください。
※還付申告を含め、全ての人が記
載が必要です。



申告書は国税庁 HP から

「確定申告書等作成コーナー」
から計算誤りのない申告書を作成
できます。作成後は印刷して郵送、
または e-Tax を利用して送信する
ことができます。

